

(注) 以下は監査報告の原本に記載された事項を電子化したものであり、  
押印済みの原本は別途保管しております。

## 産業技術総合研究所

第 10120000-B-20160624-001 号  
平成 28 年 6 月 27 日

経済産業大臣  
林 幹 雄 殿

国立研究開発法人産業技術総合研究所

監事 伊 東 一 明 印

監事 風 間 澄 之 印

平成 27 事業年度監査報告の提出について

上記の件について、国立研究開発法人産業技術総合研究所監事監査規程  
第 23 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり提出いたします。

## 監 査 報 告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の平成 27 事業年度（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）の業務運営、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査<sup>1</sup>を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### I 監査の方法及びその内容

この監査報告は、以下のプロセス、方法に基づき、研究所の当該事業年度に係る業務運営、事業報告書及び財務諸表等の監査を行い、作成した。

#### （監査計画の策定と監査準備等）

平成 27 事業年度監事監査計画書に基づき、理事長、理事、監査部門等、評価部門等その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び効率的な監査実施に向けた環境の整備に努めた。

その際、特に研究所の業務運営として重要なコンプライアンスの推進及び業務システム改革の運用状況、研究所の情報セキュリティ対策の状況並びに平成 27 事業年度は日本再興戦略改訂 2014 等において研究所に求められる橋渡し機能強化等の施策を展開する第 4 期中長期目標期間の初年度であること、また、研究開発成果の最大化を期待され国立研究開発法人となったことなどから、平成 27 年度計画の達成状況を重点項目とした。

#### （職務の執行状況等調査）

理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて理事及び関係部署の管理者、責任者等から職務の執行状況の説明を求めた。

#### （監査の実施と通則法規定書類の調査）

研究所の本部組織、事業組織及び研究推進組織における業務の運営、財産の状況等の監査及び経済産業大臣に提出する書類を調査した。

---

<sup>1</sup> 平成 27 事業年度における監査は、在任監事 2 名で両名で定めた監査の方針、職務の分担等に従い実施した。

(内部統制システムの整備及び運用状況の調査)

役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、研究所法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

(会計監査人監査の適正性等調査)

当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）を検証するに当たって、事前に会計監査人による監査計画及び重点監査項目の説明及び期中での経過報告を受け、必要に応じ意見交換を実施した。

また、期末監査の実施時においては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について平成 28 年 6 月 21 日に報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、証跡の提出を求めた。

会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項<sup>2</sup>の通知を平成 28 年 6 月 21 日に受け、必要に応じて説明を求めた。

## II 監査の結果

- 1 研究所の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

研究所の業務は、関係諸法令及び研究所業務方法書その他の諸規程等を遵守のうえ、第 4 期中長期計画及び平成 27 年度計画に従い適法に実施され、また、中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

特に、平成 27 事業年度においては、科学技術イノベーション総合戦略 2015 において求められる研究開発法人の機能強化への対応及び日本再興戦略改訂 2014・2015 において研究所に要請されている橋渡し機能強化等の施策を展開するとともに、研究開発成果の最大化を目指した業務運営に取り組んできた。

---

<sup>2</sup> 同様の事項は、①独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項、②監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項、③会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項をいう。

主なものとしては、

- ① 今まで以上に、産業や社会に役立つ技術の創出とその実用化を目指した研究体制に再編し、強化を図った。その際、研究所の技術的強みを伸ばし、産業界のニーズに柔軟に対応できるように、研究推進体制を7領域制<sup>3</sup>に再編するとともに、領域長に人事、予算等の大幅な権限を与え、領域長が主導する研究実施体制を構築し、
- ② 技術革新の世界動向を踏まえて、平成27年5月に人工知能研究のプラットフォームを目指して新たに人工知能研究センターを設立、また、同年11月には産業を牽引する新素材創出のスピードアップを目指して機能材料コンピューショナルデザイン研究センターを設立し、
- ③ 基礎研究、応用研究・開発、実証、事業化といった各段階において、大学や他の機関に所属する優秀な研究人材を最大限活用するクロスアポイントメント制度や大学院生を研究者として雇用するリサーチアシスタント制度の積極的な活用と、従来の連携制度を併用して研究所の研究者との交流を進め、研究活動の融合を図るとともに人材育成も推進した。
- ④ また、領域や地域センターを跨ぐ横断的なマーケティング活動を行う専門部署を新設するとともに、マーケティングを担う専門人材としてのイノベーションコーディネータについて、高い専門性や人的ネットワークを有する民間企業の事業経験者等外部人材の積極的登用を図り、加えて、公設試等の人材を研究所のイノベーションコーディネータとして招聘するなどし、組織的にマーケティング活動に取り組む体制を整備し、
- ⑤ 地域の技術開発ニーズと研究所シーズとのマッチング機能強化のため、地域中核企業からなるテクノブリッジ・クラブを各地域センターが所在する地域ごとに創設し、連携企業及び連携候補企業を招待するマッチングイベントのテクノブリッジフェアをつくばセンターのみならず各地域センターへと全国展開を図り、
- ⑥ 地域イノベーションの推進策として、自治体・公設試との協力協定の締結を進め、地域の中小・中堅企業と密な連携でシームレスなサービスを

---

<sup>3</sup> 研究所の持つ技術的強みを伸ばし、その技術をより多くの産業界が実用化に向け活用できるように分かりやすく集合化するため、技術を切り口に研究ユニットを束ねた組織。5領域・2総合センターをいう。

地域で展開するとともに、新たに各県の公設試職員と協力することで地域企業のシーズ、ニーズ調査を行い研究連携の構築を目指し、地域公設試への研究拠点設置の制度設計を進め、平成 28 年度初頭にスタートさせている。

- ⑦ さらに、次年度の橋渡し機能強化の加速策として、革新的基礎研究力を有する大学等から生まれた優れた技術シーズと優秀な研究人材を活用し大学等外部機関に連携研究を行うための拠点であるオープンイノベーションラボラトリ（O I L）の設置やパートナー企業のニーズにより特化した研究開発を実施するため、パートナー企業名を冠した連携研究室等の制度設計を進め、平成 28 年度初頭にスタートさせている。
- ⑧ 加えて、東日本大震災復興特別会計「グローバル認証基盤整備事業（大型パワーコンディショナ）」により、福島再生可能エネルギー研究所に太陽光発電等の分散電源の高機能化と国際標準化を推進するための、大型パワーコンディショナに関して世界トップレベルの開発試験・評価ができる研究拠点であるスマートシステム研究棟を整備し、平成 28 年度開始から同事業をスタートさせた。

これら橋渡し機能強化に向けた施策等により、多くの成果に結びついているところである。

- ⑨ また、会計検査院から、産学官連携共同研究施設の使用状況及び貸付施設の光熱水料の算定に関し、意見を表示され是正改善の措置を求められたことに対しては、早期に管理運営体制の整備と利用率促進策を構築するとともに、適切な算出方法に改善してきた。

理事長は、「研究所の第 4 期中長期目標期間のミッションを、イノベーションの基となる目的基礎研究を強化すること、その技術的成果を産業界に橋渡しをすること、将来のイノベーション創出を担う人材の活用と育成を推進すること。」として内外へ研究所のミッションを周知するとともに、コンプライアンス推進体制の強化、リスク管理及び内部統制等に関し、トップマネジメントとして指導力を強く発揮していることを認める。

- 2 研究所の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他研究所の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

通則法第 28 条第 2 項<sup>4</sup>に基づき、研究所の業務の適正を確保するための体制等を追加した研究所業務方法書(一部改正 平成 27 年 4 月 1 日)の内部統制システムについては、より実効性のある内部統制システムへと進化させていることから、平成 27 事業年度中の業務運営における内部統制システムの整備及び運用は適正に実施されているものと認める。

また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

特に、理事長メッセージとして「隠さない文化の醸成」、「1人で悩むのではなく、皆で解決する文化」を所内に周知するとともに、顕在化したリスク情報については、理事長をトップとするコンプライアンス推進委員会に毎週報告され、理事長が決定された対処方針を現場に実施させ、かつ役員間でリスク情報を共有するとしたコンプライアンス推進体制の強化は、有効に機能しているものと認める。

### 3 研究所の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

### 4 財務諸表等についての意見

(1) 財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書)は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、研究所の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。

(3) 決算報告書は、理事長による予算区分に従って、一定の事業等のまとめり

---

<sup>4</sup> 通則法第 28 条第 2 項：業務方法書には、役員(監事を除く。)の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。

ごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

- (4) 会計監査人は、財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、研究所の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める旨の「無限定適正意見<sup>5</sup>」を付している。

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査については、監査の方法及びその内容、会計監査の結果報告は相当であると認める。

## 5 事業報告書についての意見

平成 27 年度事業報告書は、法令に従い研究所の業務の状況を正しく示しているものと認める。

## 6 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

該当事項なし。

## Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

### (総論)

閣議決定等に基づき独立行政法人を対象とした政府及び行政改革実行本部等からの要請（給与水準の適正化、研究所の長の報酬水準、契約の適正化、保有資産の見直し、情報開示及び公益法人等への会費等支出など）に係る措置については、それぞれ適切に対応されているものと認める。

### (個別事項)

#### (1) 給与水準の適正化について

研究所の役員の報酬等については、その役員の業績が考慮されなければならないとする通則法第 50 条の 2 の趣旨を踏まえ、理事長の業績反映額は、経済産業大臣の業績評価により、また、その他の役員にあっては経済産業大臣

---

<sup>5</sup> 無限定適正意見とは、財務諸表監査等の監査人による監査において表明される意見の一つで、一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って監査を実施した結果として、監査対象となった財務諸表等について虚偽記載等が発見されず、記載内容が妥当であるという相当の心証を得た場合に表明される監査意見をいう。

の項目別の業績評価及び業務に対する貢献度を総合的に勘案し決定されており、その報酬水準は妥当であると認める。

また、職員の給与等についても、その職員の勤務成績が考慮されなければならないとする通則法第 50 条の 10 の趣旨を踏まえ、人事院の給与勧告等考慮して決定するとともに、毎年度行う目標設定管理型短期評価と一定の評価対象期間を経て行う長期評価からなる個人評価制度による業績評価を踏まえ決定されており、その給与水準は妥当であると認める。

職員の給与水準の適正化に係る具体的な改善策と数値目標を内容とする取組については、着実に実施されてきたことにより、平成 27 年度においては、①事務・技術職員は対国家公務員指数 104.2（前年度 104.5）、②研究職員は対国家公務員指数 103.1（前年度 103.0）となっている。

さらに、研究所の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表については、総務省のガイドラインに則り、国家公務員及び他の独立行政法人の役職員と比較ができる形で判りやすく公表されているものと認める。

## （2）理事長の報酬水準について

研究所は、我が国最大級の公的研究機関として、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行い、基盤的研究から実用化研究まで一体的かつ連続的に、広範な分野において取り組んでいる。さらに、産業技術政策の中核的機関として、革新的な技術シーズを事業化につなげる「橋渡し」機能強化等に先行的に取り組む役割も担っている。

理事長は、これら高度で多様な業務を総理し、世界最高水準の研究とその成果の橋渡しをするために、幅広い知識と経験による高いマネジメント能力とリーダーシップを発揮することが必要である。

理事長の報酬は、独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）による要請を継続して踏襲し、国家公務員指定職俸給表の事務次官の給与の範囲内としていることから、報酬水準は妥当であると認める。

## （3）契約の適正化（随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況）について

国立研究開発法人に求められる研究開発の特性を踏まえた迅速かつ効果的な調達ができるように取り組むことの閣議決定、及び総務大臣より「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月）が通知・施行されたことから、研究所では平成 27 年度調達等合理化計画を新規に策定した。



また、平成27年10月からは随意契約できる事由について契約監視委員会<sup>6</sup>の意見を踏まえつつ、研究現場の意見や過去の調達事案を精査したうえで19項目を規定化し、随意契約の範囲を拡大した。

さらに、民間企業の調達等経験を有する契約審査役による随意契約の事前点検及び契約担当職による2重チェックの内部統制システムを確立し、公正性、透明性を確保したうえで運用を開始してきた。

このような状況下において、平成27年度における各事業所の契約担当職の契約に関し、随意契約の妥当性、一般競争入札等における契約の状況及び一者応札・応募の改善取組状況を監査した。

また、これらの取り組み状況については、研究所に設置している契約監視委員会でも平成27年12月25日の他、平成28年5月25日、6月1日、22日の3日間にわたり平成27年度調達等合理化計画の自己評価の点検及び平成28年度同合理化計画の策定の点検並びに研究所全体の随意契約の妥当性及び一般競争入札等の契約の点検をするとともに必要な情報の提供を求めた。

平成27年度の研究所の調達状況は、以下の表1及び表2のとおりである。

表1 平成27年度の産業技術総合研究所の調達全体像 (単位：件、億円)

	平成26年度		平成27年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	1,965 (67.2%)	356.3 (77.1%)	1,706 (62.3%)	289.7 (65.2%)	△259 (△13.2%)	△66.6 (△18.7%)
企画競争・公募	890 (30.5%)	89.3 (19.3%)	713 (26.0%)	115.9 (26.1%)	△177 (△19.9%)	26.6 (29.8%)
競争性のある 契約(小計)	2,855 (97.7%)	445.6 (96.4%)	2,419 (88.3%)	405.5 (91.3%)	△436 (△15.3%)	△40.1 (△9.0%)
競争性のない 随意契約	69 (2.3%)	16.8 (3.6%)	320 (11.7%)	38.8 (8.7%)	251 (363.8%)	22.0 (131.0%)
合計	2,924 (100%)	462.5 (100%)	2,739 (100%)	444.3 (100%)	△185 (△6.3%)	△18.2 (△3.9%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の( )書きは、平成27年度の対26年度伸率である。

<sup>6</sup> 研究所の契約監視委員会は、弁護士、公認会計士及び元民間研究者の外部委員の他、研究所の監事2名の計5名で構成されている。

表2 平成27年度の産業技術総合研究所の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成26年度	平成27年度	比較増△減
2者以上	件数	661 (23.4%)	566 (23.6%)	△95 (△14.4%)
	金額	82.6 (20.5%)	168.6 (41.9%)	86 (104.1%)
1者以下	件数	2,163 (76.6%)	1,836 (76.4%)	△327 (△15.1%)
	金額	320.3 (79.5%)	233.6 (58.1%)	△86.7 (△27.1%)
合計	件数	2,824 (100%)	2,402 (100%)	△422 (△14.9%)
	金額	402.9 (100%)	402.2 (100%)	△0.7 (△0.2%)

(注1) 計数は、それぞれ小数点第二位を四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、平成27年度の対26年度伸率である。

これらの結果から、研究所においては、契約監視委員会の意見・指摘事項等を踏まえ、随意契約ができる範囲を拡大したことにより、研究所の調達は迅速かつ効果的に実施され、従来よりも手続き期間を1件当たり約20日間短縮可能とした。

また、併せてガバナンス強化も図り、適切な随意契約に向けた取り組みや一者応札・応募の低減に向けた取組みを継続し、契約の更なる適正化を推進していることを認める。

#### (4) 保有資産の見直しについて

平成27年度より、スペースの有効利活用を積極的に進めるとともに、施設維持管理費の削減を目的とし新たなスペース利活用推進体制を発足させ、研究所が保有する土地・建物等については、経営的な視点により常時見直しを図り、研究開発を継続するうえで効率的な資産保有を進めていることを認める。

また、研究所では効率的な配置及び研究スペースの集約化を進めるため「施設整備計画」を策定し、老朽化した建物等施設の閉鎖・解体等を実施するとともに、平成27年度においては、関西センター尼崎支所を閉鎖し本所に集約した。これらについては、適法に処理され財務諸表に正しく記載していることを認める。

#### (5) 研究所の情報開示について

研究所に関する情報開示については、国民の情報へのアクセスを容易にするため研究所のウェブサイト、附帯決議等を踏まえた総務省通知に基づく情報公開の項目の他、①独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律

に基づく公表事項、②独立行政法人通則法に基づく公表事項、③その他の法令、ガイドライン等に基づく公表事項に区分し、情報開示統轄部署において各責任部署より必要となる情報を受け、精査したうえで適時適切に開示しているところである。

#### (6) 公益法人等への会費等支出について

行政改革実行本部において決定された「公益法人等への会費支出の見直し」において規定されている、見直しの基本原則及び会費の見直し・点検の趣旨を踏まえ、その必要性を厳格に精査し支出の是非を判断してきた。

その結果、公益法人等に対し会費（年 10 万円未満のものを除く。）を支出した場合は、四半期ごとに支出先、名目・趣旨、金額等の事項を研究所のウェブサイトにおいて公表していることを認める。

### IV その他政府等からの要請事項への対応

#### (1) 研究所の情報セキュリティ対策等について

社会的に標的型メールや不正アクセスなどのウィルス感染による個人情報的大量流出事案や日本の研究機関を狙ったサイバー攻撃が相次いで生じている。

研究所の特徴としては、当該個人情報以外に研究成果の重要な機密情報や知的財産情報も多く保有されているため、サイバー攻撃の検知、防御能力を向上させることが重要である。

そのため、研究所の情報セキュリティ対策として、高機能ファイヤーウォール及びリアルタイム不正検知システムによる 24 時間のセキュリティ監視の徹底や情報ネットワークに関する専門人材の配備等により、安全かつ安定した情報システム系を構築し、運用管理を行っているところである。

また、政府等から要請のあった「独立行政法人における情報セキュリティ対策の推進（26.6.25 情報セキュリティ対策推進会議）」を踏まえ、情報セキュリティポリシー等の改正を進め、政府機関レベルに準拠した対策を講じているところである。

さらに、「行政機関等が保有する個人情報の適切な管理の徹底（26.7.24 総務大臣）」において要請されている、保有個人情報へのアクセス制御、アクセス記録の保存・分析等についても、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じているところである。

このような中で、平成 27 年度においては、10 月に研究所でこれまで経験のしたことがない大量の不審メール（マクロ型ウィルス）が到達したが、総括情報セキュリティ管理者（CISO）の判断により、他機関での個人情報流

出事案に鑑みて、インターネット接続遮断を実施することにより、深刻な被害の発生を未然に防いだ。

その後、標的型攻撃メール等への対策として、ファイヤーウォール等のセキュリティ対策をすり抜けた不審メールを強力に検知し、ブロックするメールセキュリティサービスの導入や外部機関との安全・確実にファイルの受け渡しを行うためのファイル転送システムを導入するなどし、情報セキュリティに関する対策強化を継続して実施しているものと認める。

今後も、研究開発成果の橋渡し強化により産学官連携が益々活発化されることから、情報セキュリティの適切な管理運営を危機管理として捉え、サイバー攻撃や標的型メールへの対策等の強化を継続してしていく必要がある。

**V 監査報告を作成した日**

平成 28 年 6 月 24 日

平成 28 年 6 月 27 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

監事 伊 東 一 明 印

監事 風 間 澄 之 印